令和2年10月29日 第17回特別部会 **資料**1

2020年10月29日

中央教育審議会

新しい時代の初等中等教育の在り方 特別部会 御中

## 日本教職員組合

中央執行委員長 清水 秀行

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(中間まとめ)」に係る意見書

虐待、貧困、経済格差による教育格差、地域間格差など、子どもをとりまく状況はたいへん厳しく、いじめや不登校も深刻な状況が続いています。新型コロナウイルス感染症に伴う「学校一斉休業」では、学校の重要性が再認識されるとともに、自治体間格差等の課題が顕在化しました。また、「国家・社会を形成する人材」育成が求められ、「点数学力」の向上がすすめられるなかで、「再開した学校」においても、学校現場が授業時間の確保に追い立てられる状況になっています。

日本は、OECD 諸国の中で教育にかける予算の割合が極めて低いと指摘されています。 子どもたちが平和で民主的な社会を築くために、教育の機会均等の確保は喫緊の課題です。 憲法・子どもの権利条約を基盤とするゆたかな学びの創造によって、家庭の経済状況、 居住地・年齢・ジェンダー・障害・民族性などの社会経済的・文化的バックグラウンドに 関係なく、「全ての」子どもたちが「幸福(Well-being)」である社会を実現すべきです。

#### I 総論について

- 日本国憲法は、戦争への深い反省から制定されたものであり、教育は憲法の精神に則って行われるものです。総論ではあたかも 1890 年ころから「知・徳・体を一体で育む『日本型学校教育』」が現在まで一貫しているように受け止められます。「令和の日本型学校教育」は、日本国憲法の精神に則った教育であることを明記すべきです。
- 子どもたちが、将来において「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる」 基礎を学校で学ぶ一方で、子どもも現在の社会を構成する一員であることを、学校全体 で共有しなければ、子どもは「主体」とはなりえません。教育は「現在の子どもの幸福 (Well-being:権利の尊重と自己実現)」につながるものでなければなりません。その

ために学校や社会はどうあるべきか、子どもとともに考えることが大切です。「教員の専門性」は、子どもの日常にかかわり寄り添うところから培われるものです。そのために「子どもと向き合う時間」や授業の準備時間の確保は不可欠です。「学校における働き方改革」をすすめ、改正給特法第7条の趣旨に則った時間外勤務時間の上限規制遵守と、教員の持ち授業時数の削減や部活動改革などによる大胆な業務削減が必要です。

- ○「個別最適な学び」が、いわゆるエリート教育に結びつくことを危惧します。今年度から小学校では新学習指導要領が実施されており、「個別最適な学びと、協働的な学び」ではなく、「誰一人取り残さない」としている SDGs をふまえた「主体的、対話的で深い学び」をすすめる必要があります。また、義務教育段階において「修得主義」はなじまないと考えます。
- 学校がすべての子どもの「学びあい」を保障し安心して育ちあえる場であるためには、 すべての学校段階において、希望する者は全員が入学できることを前提に、計画的・継 続的な教育活動ができなければなりません。そのためには、人権教育を柱として、主権 者教育や労働教育等を各段階のカリキュラムに位置づけ、インクルーシブな学校づく りをすすめる必要があります。
- 「チーム学校」をさらに推進するためには、事務職員や栄養教職員等の多様な教職員 が、それぞれの専門的な知識や技能を発揮し、協力・協働による学校運営を行う必要が あります。また、学校組織のマネジメント力の強化をはかるため、人的配置を含めた条 件整備が不可欠です。

#### Ⅱ. 各論について

#### 1. 幼児教育の質の向上について

- 「生涯にわたる人格形成の基礎」「集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化自然等に触れる」等、幼児教育の重要性をふまえれば、すべての子どもを幼児教育無償の対象とするべきです。
- 幼児教育施設の現場では、「遊び」を通したゆたかな学びの実践を積み重ねており、「幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化」「障害のある幼児等の受け入れ」「外国人幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス」「福祉関係機関や首長部局との

連携」等とともに、預かり保育等保護者のニーズにも応えるためには、その時間を確保できる人的措置が不可欠です。

○ 新型コロナウイルス感染症をとおして、子どものいのちを守る体制づくりの重要性が 認識されました。一人ひとりの子どもの育ちを大切にした幼児教育を保障するため、施 設の設置基準の見直しや教育環境整備、教職員の処遇改善が必要です。

# 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

- 教育の目的は、子どもが「国家や社会の形成者となるための人材として育成する」のではなく、人格の完成をめざすものです。学びの出発点は「子ども」です。「知りたい」「やってみたい」「できるようになりたい」という子どもの思いを引き出し、子どもの姿から学びを創りあげていくことが教職員の役割と言えます。
- 学びは教職員と子ども、子どもどうしなど互いの関係性において創られるものであり、 学校において「協働する力を育む」ことにつながります。そのための教育課程のあり方 については、あくまで主体は学校であることを再確認し、学校や地域の実態に応じ編成 されるべきです。また、「特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導」につい て「他者を価値のある存在として尊重する環境を築く」対応としていますが、教育の公 平性が求められる義務教育段階の学校において導入する必要はありません。
- 「学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に」教育課程を編成し、総合的な学習を行うことは理解できますが、「特別の教育課程」については慎重であるべきです。また、学習指導要領において「標準」としながらも授業時数や各教科において履修すべき内容が定められているため、学校における柔軟な判断が難しくなっている現状があります。子どもたちのゆたかな学びを実現していくための各学校の「裁量」を保障するためには、「標準授業時数」の設定のあり方とともに、履修内容の見直しを行うべきです。
- 義務教育9年間を見通した教科担任制については、子どもが安心してゆたかな学びを 創造できるという視点をふまえた制度を導入すべきです。学級担任と築く関係を大切 にしつつも学年・学校全体で子どもと関わることで、多くの教職員が子どもとむきあえ ることは大切です。そのためには、専科指導の制度構築のもと対象とする教科について は各学校で判断されるべきです。また、中学校教員が小学校での指導を行う場合、指導

学年が多くなることをふまえ、部活動顧問、持ち授業時数などの負担軽減をはかる必要があります。

- 夜間中学については、現在 10 都府県に 34 校設置されており、地域の実態をふまえ、すべての都道府県に少なくとも 1 校以上設置されるようとりくみを推進する必要があります。また、全体の在籍の 8 割を外国籍の生徒が占めている現状から、実態に応じた人的配置、施設の整備・通学区域の課題等の解消、県立と市立の連携をすすめる必要があります。
- ○「子どもたちに求められる資質・能力」とは、平和で民主的な社会を形成していく力であると考えます。いじめ・不登校への対応には子どもの権利条約を基盤としたインクルーシブな学校づくりをすすめる必要があります。人権教育、主権者教育等を柱としたカリキュラム編成や仲間づくりをすすめることが重要です。

# 3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

- 高等学校は「中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関」であることから、入学者選抜において「適格者主義」に立たないことを文部科学省が改めて周知し、是正すべきです。したがって、高等学校に求める「スクール・ミッション」や「スクール・ポリシー」は、インクルージョンをすすめるものでなければなりません。また、多くの国で実施されていない後期中等教育進学時の入学者選抜についても、学校実態に合わせて柔軟に対応できるよう、省令改定を含めた検討を行う必要があります。
- 現在、全国各地で魅力ある高校づくりのための様々な新規事業を立ち上げ、高校改革がすすんでいます。しかし、これらは学校現場からの要請ではなく、各自治体における高校教育予算を確保するための新規事業と思われます。国が責任をもって、学校現場を支援する予算の確保と施策をすすめる必要があります。
- 「普通教育を主とする学科」として、普通科とは別に新たな学科を設置しなくとも、現行の普通科での枠組みで十分対応することができます。そのためには、学校現場で行っているとりくみを、必要かつ十分な人員配置、教育予算の確保、より柔軟なカリキュラム編成を可能とすることなどによって、国が後押しする必要があります。

- ○「職業教育を主とする学科」については、専攻科の設置や、高等専門学校への改編では なく、専門高校に在籍する生徒の資格取得や進路保障にむけた修学支援体制の充実、専 門学科の教員の確保、老朽化のすすむ実習施設・機材の更新など、教育環境整備を最優 先に検討する必要があります。
- 定時制・通信制課程については、かつての「勤労青少年」を対象とした課程ではないことを前提に、「多様な学習ニーズ」に応えられるよう、生徒に対する修学支援制度の充実や、きめ細かな対応ができる体制づくりが必要です。
- STEAM 教育を「各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」とするならば、新学習指導要領の「総合的な探究の時間」「理数探究」を例示するまでもなく、各学校の判断で実態にあわせた学校設定教科・科目などで十分対応ができます。
- 学習指導要領のもとに設置された必履修科目が多く、各学校ではカリキュラム編成に 支障をきたしている現実があります。学校設定科目などを一定の要件のもとで、必履修 科目に読み替えることができるよう、より柔軟なカリキュラム編成を可能とする必要 があります。

# 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

- 全体的に障害に対する捉え方が「医学モデル」になっています。学校教育法や学習指導要領の総則に書かれている「障害による学習上又は生活上の困難の克服」という考えを「社会モデル」に変えていくべきです。
- 特別支援教室構想の導入については、インクルーシブな学校づくりにむけ特別支援学級の児童・生徒を通級・特別支援教室・普通学級に移行することが重要です。また、副籍については、特別支援学級の児童・生徒は普通学級の定数の内数にすることが求められます。
- 特別支援学校の設置基準の策定が、現在の特別支援学校の児童・生徒在籍数増加の状況 をさらにすすめるものになることを危惧します。また、「医療的ケアの児童生徒の充実 した設備」など、地域の学校環境を整備しなければ、地域の学校への入学を本人や保護

者が希望した際に断られる理由にされる懸念があります。

○ 看護師の法令上の位置づけに関しては、その職務は、今までの医療的ケアにかかわることを前提とする必要があります。また、配置については、医療的ケアの児童・生徒数に応じたものとなることが必要です。

#### 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 多文化共生社会を実現するために、地域間格差の是正にむけた財政的支援も含め、就学促進に関して保護者に対する支援の具体を示す必要があります。また、インクルーシブな学校づくりをすすめるため「学校全体で体制を構築する」ことや高校入試において「配慮が講じられる」こと、すべての子どもが「異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組」「教員養成課程において、異文化理解や多文化共生に関する履修内容の充実」等が、着実に実現されることが重要です。
- 日本語能力の評価については、子どもの日々の生活や状況等も丁寧に見ていく必要があると考えます。また、日本語指導の体制づくりとともに、子どものアイデンティティを確立するために、母語・母文化の保障について地域と連携しながら、「居場所」をつくり支援することも必要です。
- 増加する外国人児童生徒への対応として、多言語に対応する地域サポート体制(サポーター派遣、相談窓口の開設、コミュニティーの構築等)が、外国人児童生徒だけでなく、保護者に対しても重要な役割を果たしています。教員配置の拡大とともに、地域サポート体制強化のための財政支援が重要です。

## 6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

○ ICT の活用は、子どもたちのゆたかな学びを補完するものとなります。ただし、個人 ID がさまざまな場面で登録されている現在、個人情報保護の観点から「デジタル・アイデンティティ」の確立が重要です。そのためにも、「1人1台端末」の整備とあわせて、従来の「情報モラル教育」ではなく、ユネスコなどが推奨する「デジタル・シティズンシップ教育」を推進し、批判的デジタル・リテラシーを育む必要があります。

- OECD の調査によると、日本の教職員は、「デジタル機器を取り入れた授業の準備のための十分な時間がない」「専門的資源の供給がない」「資格を持った補助員がいない」と感じており、ICT の活用については「極めて低水準」と報告されています。ICT については、教室における対面による学びを基本としつつ、子ども・地域の実態から出発する教育課程の中で、「ツール」の一つとして活用されなければなりません。
- 私費負担軽減の観点から、「1人1台端末」については、高校生も対象とした上で早期 に配備することが重要です。さらには、ソフトウェア費、保守・機器更新費、光熱費な どについても予算化して通信環境整備を図ることや、社会的インフラとして、自治体単 位で情報アクセス環境を整備することが重要です。
- デジタル教科書・教材については、教職員や子どもたちが現行の紙の教科書や教材と同じように扱えるしくみを構築し、すべての子どもの学びにつながるものとなるよう、環境整備とともに教科書無償制度を適用する必要があります。また、紙の教科書が必要な場面や、子どもの状況に応じて、紙の教科書も残す必要があると考えます。
- 学習者用デジタル教科書・教材の活用にあたっては、ICT 端末との一体的活用となることから、端末の更新を含めた国による財政支援のあり方について検討が必要です。その際は、子どもの学びを保障する観点から、地域間格差が生じないような方策とともに、機器等のメンテナンスに関しては、効率的なサポート体制の確立が必要であり、ICT 支援員は指導に関する支援を行うような体制の確立が重要となります。
- デジタル化された学習履歴 (スタディ・ログ) など個人情報の取り扱いについては、その情報を取り扱う主体は子どもであることをふまえ、慎重に検討される必要があります。
- 「個々の才能を十分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応」により、ますます能力主義や個別化がすすんでしまうことが危惧されます。個々の子どもの学習状況は進度や理解度だけで測られるものではなく、生活背景も含んだ中で捉えるべきです。それぞれの子どもにとっての「最適」は子ども自身が決めることであり、決して学習の「速さ」を合わせることではありません。同じ空間で過ごしていることが軽視されないように、学校での学びを創り出さなければならないと考えます。

# 7. 新時代の学びを支える環境整備について

- 新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、新たな感染症への対策を含め、持続可能な 学校教育を実現するためには、「新教職員定数改善計画」の作成と法改正のもと、幼児 教育から後期中等教育まで20人以下学級への段階的移行が推進されなければなりませ ん。
- 学校保健における健康診断の目的は、「学校生活を送るにあたって支障があるかどうかの疾病をスクリーニングする」ものです。学校健康診断結果の電子化は、その活用を学校保健に限定し、日本政府が推進する PHR と学校保健を切り離す必要があります。

## 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

○ 児童生徒の減少による統合、義務教育学校制度の活用については、学校が単なる教育施設としての役割だけでなく、地域の拠点となっているという観点から、地域の実情に応じ、子ども・保護者・地域住民の意見を十分に反映されたものとする必要があります。 適正規模やコストだけで自治体が判断するのではなく、地域事情をふまえたものとなるべきです。

#### 9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について

- 教員免許制度については、養成・採用・研修の一体的な改革をすすめる必要があります。 特に養成段階で、社会人などを対象とした教職特別課程の年限を複数年とするなど教 員免許状取得を促進する柔軟な対応は、特別免許状を授与するよりも有効と考えます。 教員免許更新制については、「研修との重複などの負担感」「迅速な人的体制の確保」、 2回目あるいは定年退職後の免許更新などの課題を徹底検証し、「実質化」ではなく、 廃止を検討する必要があります。
- 教員の「人材確保」については、退職者の減少が始まる来年度以降、徐々に倍率の確保が見込まれるものの、受験者数の減少に歯止めをかけるため、処遇の改善による学校以外への就職防止策も必要です。また、とりわけ、小学校免許取得者が少ないことから、併有にむけた条件緩和等の対策も不可欠です。

以上